

自主的避難等対象区域（郡山市）に居住していた申立人ら家族（父母、乳幼児2名）について、当初父母及び子らで避難したものの、父が勤務の都合上郡山市に帰還したため、二重生活となったこと等を考慮し、平成24年1月から平成27年3月までの避難費用（宿泊謝礼、面会交通費）、生活費増加費用（二重生活による増加分、自家消費野菜分）及び避難雑費が賠償された事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、同X2、同X3及び同X4（併せて、以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、別紙記載の損害項目（別紙記載の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないこととする。

2 和解金額

被申立人は、前項の損害項目及び期間についての和解金として、申立人らに対し、金614万5289円の支払義務があることを認める。

3 既払金

申立人ら及び被申立人は、被申立人が申立人らに対し、第2項記載の金員のうち、金136万円を支払済みであることを確認する。

4 支払方法

（省略）

5 清算

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（ただし、同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らと被申立人がそれぞれ1通を保有するもの

とする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和4年2月15日

(仲介委員 森居 秀彰)

別紙

損害項目	内訳	期間	金額(円)
平成23年			
生活費増加費用・精神的損害		平成23年3月11日から 同年12月31日まで	1,360,000
平成24年以降			
避難費用	宿泊謝礼	平成24年1月1日から 平成27年3月31日まで	390,000
	面会交通費		1,372,800
生活費増加費用	生活費増加費用 一般		1,170,000
自家消費野菜			253,500
避難雑費			1,420,000
弁護士費用			178,989
和解金			6,145,289